

福島県環境影響評価審査会議事概要

1 日 時

平成25年2月5日（火） 午後1時00分開会 午後2時30分閉会

2 場 所

福島県庁本庁舎3階 総務委員会室

3 議 事

- (1) 常磐線（駒ヶ嶺～浜吉田）復旧事業特定環境影響評価書について
- (2) 浮体式洋上超大型風力発電機設置実証事業環境影響評価方法書について

4 出席者等

- (1) 環境影響評価審査会 8名
- (2) 事務局 6名
- (3) 傍聴者 8名

5 議事概要（「常磐線（駒ヶ嶺～浜吉田）復旧事業特定環境影響評価書について」の該当部分のみ記載）

事務局から、審査会委員や庁内関係各課からの意見を踏まえて作成した知事意見案について資料に基づき説明し、以下の質疑応答の内容を踏まえ一部修正することとなった。

質疑応答の要旨については、以下のとおり。

【委員】

知事意見案の騒音に係る部分についてだが、「今後の復興状況や土地の利用状況等を踏まえ、必要に応じ事後調査を実施することとし」とあるが、どこまでが常磐線の復旧に伴う影響で、どこからが復興に伴う影響だと区分するのか。常磐線が復旧したことに伴い、市街地がどんどん復興していくからといって、いつまでも騒音の事後調査をしなければならないということはないと思う。

【事務局】

永遠に事後調査をやってくれというのではなく、復旧後一定期間は実施してほしいということだ。

【委員】

調査しなければならないのは、常磐線の復旧工事及び走行に伴う影響であり、常磐線が通ることによって町が復興していった後の影響まで調査する必要はないのではないか。

【事務局】

この意見の趣旨としては、今は人が住んでいるところはあまり通らないこととし

ているかもしれないが、その後の土地利用の状況によっては、そうではなくなることも想定されるので、必要に応じて事後調査を実施してほしいというもの。

【委員】

そこは悩ましいところである。将来列車も様々なスタイルになり、騒音もあまり出さない列車になるかもしれないが、復興がうまくいって列車の運行本数が多くなった場合などは、いつまでたっても事後調査が終わらないことになってしまう。どこまでが責任かということをしっかり決めておかなければならない。

【議長】

新幹線などの例でも、騒音がひどければ防音壁を後で設置したりする。住民たちの指摘があってそういう対策を取らざるを得なくなる。無限にやっていたら事後調査が終わらなくなる。

【委員】

常磐線ができた後に住宅街などができて、騒音は被災前の常磐線と変わらないのに、そこに住む住民が、電車がうるさいという権利はあるのか。

【事務局】

在来線には騒音の規制基準がないことなどから、事業者が法的に責めを負うということはないと考えられるが、後は民事の話ということになるだろう。

【委員】

デベロッパーがいて、多くの人を住ませた場合は、そのデベロッパーの責任になるのではないだろうか。

【事務局】

さきほどの意見は、「今後の復興状況や土地の利用状況等を踏まえ、」という記載があるために、いつまで事後調査をすればいいのか不明確になっているので、削除したほうがよいという趣旨か。

【委員】

今回は、常磐線が復旧して通ることによる影響を評価するだけでいいと思うので、あいまいにならないように整理したほうがいいと考える。

【事務局】

「今後の復興状況や土地の利用状況等を踏まえ、」という記載については、削除することとする。

【委員】

この特定環境影響評価に係る事業による影響について、「必要に応じて事後調査を実施する」ということであればよい。

【委員】

今の指摘に関連してだが、環境影響評価であるのだから、現状と比べて悪くしな

いというのが目的であると思う。そうであるなら、将来的にどう変わっていくかわからないところをどう評価するのかについては、悩むところではある。将来不特定であるものに対して条件をつけるというのは、法的にできないのか。

【委員】

一般的な市街地騒音や大気汚染等については、国や地方自治体の基準が決まっており、それ以下を目指すのは大前提だ。例えば、土地区画整理事業のアセスを行った場合、その土地区画整理事業そのものの評価を行い、その後どのような施設が建ってどうこうなるというまでは評価しない。ただし、その後に様々な施設が建設等された場合も市街地騒音や水質等については基準があるから、それは守らなければならない。

【議長】

この考えで良いか。

【委員】

タイムスパンを明確にするというのは重要なことだと思う。

【議長】

では、文言については委員の意見の趣旨のとおりとする。

【事務局】

タイムスパンがわかるような記載に修正する。

【議長】

いずれにしても、施設ができた後に移り住んで、クレームをつけるのはよくないが、おそらくそのような場合は一般的に防音装置をつけるのだから、委員の意見の趣旨のとおりとしてほしい。

先ほど、事務局から、当初、この特定環境影響評価書は新地町と宮城県山元町で作成していたが、宮城県亘理町（復旧区間約 100m）も、作成者に名を連ねるという話があった。

【委員】

加えて、宮城県山元町にも福島県が意見を述べるという話もあった。この審査会の役目として、例えば、宮城県側の山元町の、動植物等についても審査しなければならないのか。

【事務局】

福島県は、新地町には、新地町側の工事や列車の走行によって福島県内や宮城県側に与える影響がどうかという視点で意見を述べ、山元町には、山元町側の工事や列車の走行によって福島県側に与える影響がどうかという視点で意見を述べる。一体の事業なので、どこまでが新地町でどこまでが山元町の工事等の影響かは明確に区分できない。

【委員】

そのとおりなのだろうが、自分がどこに立ち位置をおいて意見を述べればいいのか難しい。

【委員】

同じような考え方で、宮城県も審査しているのか。

【事務局】

そのとおりである。宮城県は新地町、山元町、亘理町に意見を述べることとなる。

【委員】

最初、山元町分の内容を審査すべきかどうか悩ましいと思ったのだが、今の話を聞いて理解した。